KIKAKU WORKS
IDEAS TO IMPACT

秘密保持契約書（NDA）

KIKAKU / IDEAS TO IMPACT

KIKAKU（以下「受領者」という。）と、下記ご依頼者（以下「開示者」という。）は、企画書・プレゼン資料の作成その他これに付随する相談・検討（以下「本目的」という。）に関連して、開示者から受領者へ開示される情報の取扱いについて、次のとおり合意します。

第1条（秘密情報）
秘密情報とは、本目的に関連して開示者が受領者に開示する企画、アイデア、事業情報、営業情報、資料、データその他一切の情報をいいます。ただし、公知の情報、受領前から適法に保有していた情報、秘密保持義務を負うことなく第三者から適法に取得した情報は除きます。

第2条（利用目的）
受領者は、秘密情報を本目的のためにのみ利用し、開示者の承諾なく他の目的に利用しません。

第3条（秘密保持）
受領者は、秘密情報を適切に管理し、開示者の事前の承諾なく第三者に開示または漏えいしません。ただし、法令または公的機関の命令により開示を求められた場合を除きます。

第4条（複製・管理）
秘密情報の複製は本目的に必要な範囲に限り、原本と同等に取り扱います。

第5条（返却・削除）
開示者から求められた場合、受領者は秘密情報およびその複製物を返却または合理的な方法で削除します。ただし、法令上保存が必要なものを除きます。

第6条（権利）
本契約は、秘密情報に関する著作権、特許権その他の知的財産権を受領者へ移転するものではありません。

第7条（有効期間）
本契約は締結日から効力を生じ、本目的に関する取引または検討の終了後3年間、秘密保持義務を存続させます。

第8条（協議）
本契約に定めのない事項または疑義が生じた場合、当事者は誠実に協議して解決します。

締結日・ご依頼者情報

締結日	
会社名・屋号（任意）	
お名前	
住所	
メールアドレス	

※ PC入力または印刷後の手書きでご利用いただけます。

※ 案件に応じて内容を調整する場合があります。